

## 岡崎商工会議所生命共済制度「補助金・見舞金・祝金・助成金」規約

### 第1条（目的）

この規約は、岡崎商工会議所生命共済制度（以下、「あおい共済」という）の一部をなす、不慮の事故による入院補助金・見舞金・祝金・助成金制度（以下、「本制度」という）の1口につき給付する給付内容ならびに給付要件、給付基準および、当該期間内に口数変更をした場合の給付口数、給付に関する手続きを定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。なお、複数口の場合はその口数倍の金額とする。

### 第2条（対象者）

本制度の対象者は「あおい共済」に加入する当商工会議所会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「加入者」という）とする。

### 第3条（運営費）

本制度に係る運営費は「あおい共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

### 第4条（責任開始日）

本制度の責任開始日は、「あおい共済」の一部をなす福祉団体定期保険（以下、「団体定期保険」という）の責任開始日と同一とする。

### 第5条（保障期間）

本制度の保障期間は、団体定期保険の保険期間と同一とする。

### 第6条（失効）

団体定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

### 第7条（給付内容）

本制度の給付内容は「別表1」に定めるとおりとする。

### 第8条（給付手続き）

加入者が不慮の事故による入院補助金・見舞金・祝金・助成金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を商工会議所へ提出し請求を行うものとする。

### 第9条（規約の制定・改廃）

本規約の制定および改廃は、常議員会の決議により行う。

### 第10条（附則）

本規約は、平成18年5月1日から施行する。

## 別表 1

### 1. 不慮の事故による入院補助金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として5日以上入院した場合、アクサ生命保険株式会社が支給する日数の入院給付金に、1日につき1,750円を加算します。

### 2. 病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として1泊2日以上継続入院したときに5,000円の入院見舞金を支払い、以後30日を超える毎に5,000円を支払います。但し120日を限度とします。

病気入院見舞金を支払わない場合

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは病気入院見舞金を支払いません。

入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき。

事業主または加入者の虚偽の請求によるとき。

継続入院の2日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき。

### 3. 病気通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として10日以上通院したときに、5,000円の通院見舞金を支払います。

病気通院見舞金を支払わない場合

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは病気通院見舞金を支払いません。

通院を開始した日から3年を経過して請求があったとき。

事業主または加入者の虚偽の請求によるとき。

通院10日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき。

### 4. 事故通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として5日以上通院したときに、5,000円の通院見舞金を支払い、以後30日を越える毎に5,000円を支払います。但し、120日を限度とします。

事故通院見舞金を支払わない場合

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは事故入院見舞金を支払いません。

通院を開始した日から3年を経過して請求があったとき。

事業主または加入者の虚偽の請求によるとき。

通院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき。

加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるときまたは加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。

激甚災害に指定された地震による事故のとき。

### 5. 結婚祝金

継続加入1年以上の加入者が本制度の保障期間中に結婚したとき、5,000円の結婚祝金を支払います。夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払います。

結婚祝金を支払わない場合

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは結婚祝金を支払いません。

入籍した日から3年を経過して請求があったとき。

事業主または加入者の虚偽の請求によるとき。

入籍した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき。

## 6．出産祝金

継続加入1年以上の加入者(もしくはその配偶者)が本制度の保障期間中に出産したとき、5,000円の出産祝金を支払います。夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦のそれぞれに出産祝金を支払います。多子出産の場合は、人数分の出産祝金を支払います。

出産祝金を支払わない場合

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは出産祝金を支払いません。

出産した日から3年を経過して請求があったとき。

事業主または加入者の虚偽の請求によるとき。

出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき。

死産のとき。

## 7．入学祝金

継続加入1年以上の加入者が本制度の保障期間中に子女が小学校または高等学校に入学した時、5,000円の入学祝金を支払います。夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦のそれぞれに入学祝金を支払います。多子入学の場合は、人数分の入学祝金を支払います。

小学校には、養護学校、盲・聾学校小学部等、高等学校には、高等専門学校、定時制高校、盲・聾学校高等部等を含みます。

入学祝金を支払わない場合

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは入学祝金を支払いません。

入学した日から3年を経過して請求があったとき。

事業主または加入者の虚偽の請求によるとき。

入学した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき。

## 8．介護助成金

継続加入6ヶ月以上の加入者が本制度の保障期間中に税法上の老人扶養親族および同居の親族が公的介護保険の要介護1以上の認定を受けたとき、5,000円の介護助成金を支払います。但し、認定を受けた方一人に対し1回限りの支払とします。

介護助成金を支払わない場合

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは介護助成金を支払いません。

介護認定を受けてから3年を経過して請求があったとき。

事業主または加入者の虚偽の請求があったとき。

介護認定を受けた日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき。

## 9．健康診断助成金

本所の実施する健康診断の受診者で、健康診断受診時に既加入者であるとき、1,000円の健康診断助成金を支払います。

## 10．給付口数の確定

本制度の給付口数の確定は、下記のとおりとします。

見舞金は、入院・通院された最初の日の加入口数で支給します。

祝金は、給付要件の発生日(入籍の日、出生の日、入学の日)の1年前の加入口数で支給します。

但し、当該加入者が当該期間中(給付要件発生の1年以内)に減口した場合は、当該期間中の最少口数で支給します。

介護助成金は、介護認定日前6ヶ月間の最少口数で支給します。

健康診断助成金は、受診日前1年間の最少口数で支給します。

## 11．別表1 第2項 病気入院見舞金については、平成19年4月1日より入院日数を5日から1泊2日に改正。

## 別表 2

### 1. 不慮の事故による入院補助金

アクサ生命保険株式会社に提出された「保険金・給付金請求書」で完了です。

### 2. 病気入院見舞金

加入者が病気入院見舞金の支払い事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金給付請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- ・入院の開始日及び終了日が確認できる診断書、入院証明書、領収書等の原本又はその写し。
- ・または、商工会議所の担当者が入院日数の確認に伺います。

### 3. 病気通院見舞金

加入者が病気通院見舞金の支払い事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金給付請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- ・通院日数が確認できる証明書、領収書の原本又はその写し。
- ・または、商工会議所の担当者が通院日数の確認に伺います。

### 4. 事故通院見舞金

加入者が不慮の事故通院見舞金の支払い事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金給付請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- ・通院日数が確認できる証明書、領収書の原本又はその写し。
- ・または、商工会議所の担当者が通院日数の確認に伺います。

### 5. 結婚祝金・出産祝金

加入者が結婚祝金および出産祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「祝金給付請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

事業主の証明だけで、添付書類はいりません。

### 6. 入学祝金

加入者が入学祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「祝金給付請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- ・入学が確認できる書類（生徒手帳、入学通知書、小学校の場合は健康保険被保険者証等の写し）

### 7. 介護助成金

加入者が介護助成金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「介護助成金給付請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次の書類を添付してください。

- ・公的介護保険認定書の写し。

### 8. 健康診断助成金

申請の必要はありません。商工会議所で受診の確認を行い保険料口座振替の口座にお振込みいたします。

- ・商工会議所は、病気入院見舞金、病気通院見舞金、事故通院見舞金の請求手続きに際し、請求の内容について医療機関等に照会することがあります。
- ・商工会議所は、各見舞金・祝金・助成金の請求手続きに際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。